

アライグマに関する Q&A(帯広市)

	質問	回答
1	アライグマってどんな動物ですか	もともと北アメリカにいた動物で、昔から日本にいた動物ではなく、ペットとして輸入されたものが、逃げたり捨てられて野生化し、増えてきた「 <u>特定外来生物</u> (外来生物法に基づく)」です。
2	特定外来生物とは	海外起源の生物で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの(またはおそれがあるもの)の中から指定されます。 特定外来生物に指定されると、 <u>飼養、栽培、保管、運搬、輸入などが原則禁止</u> されます。
3	身体の特徴は	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ: 頭胴長41cm～60cm(尾を除くと、20～41cm) ・体 重: 4kg～10kg 程度 ・前 足: 指が長く、物を掴むことが出来る ・尾 : 縞模様(4本～7本の黒いリングがある) ・餌 : 雑食性
4	他の動物との見分け方は。	他の動物(タヌキ等)と見分ける最大の特徴は、 <u>しっぽの縞模様</u> です。 その他、以下のような特徴があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・鼻から眉間の黒い筋がある ・目の周りのマスク模様(タヌキより大きい) ・足跡は、5本の指がはっきり分かれており、人の手に似ている
5	どのような気候の場所にいますか。	<u>寒冷な北海道から温暖な九州まで、生息が可能</u> です。 冬眠はしませんが、半冬眠(冬期は活動が低下)し、何も口にしないで生きていけます。
6	どのような場所にいますか。	自然の中では、特に水辺を好みますが、森林、湿地、農耕地を含む里地や住宅地など、 <u>幅広い環境で生息ができます</u> 。
7	ねぐらや繁殖場所はどこですか。	ねぐらや巣として樹洞などが使われますが、 <u>建物の屋根裏などもよく利用</u> します。

8	行動や行動範囲はどれくらいですか。	<p>一般的には、夜行性ですが、条件によっては昼間でも活動します。日中は、樹洞や他の動物が掘った穴、屋根裏等に入り込んでいます。</p> <p>行動は、群れを作りませんが、親子で見られることもあります。(オス、メスともに単独行動、メスが子育てを行う)</p> <p>行動範囲は、40ha～100haと言われています。 (オスは行動圏が広く、メスは生まれた土地の近縁で暮らす傾向)</p> <p>なわばりは持たないので餌がある場所に多くのアライグマが集まる可能性があります。</p>
9	何を食べますか。	<p>雑食性で、環境に応じて、柔軟に様々な餌を食べます。</p> <p>果実、木の実、野菜、穀類、小型ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫や甲殻類など食べものの幅が広いです。 (カエル、ザリガニ、スイカ、トマト、米、コイ…など)</p>
10	今後生息が広がっていくのですか。	<p>全国的には、生息が拡大傾向にあり、帯広市でも広がっていく可能性が考えられます。</p>
11	天敵はいますか。	<p>日本では強力な天敵となる動物がいません。</p>
12	繁殖力はどのくらいですか。	<p>高い繁殖力を持ち、急速に増えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メスは満1歳から出産可能(2歳以上の妊娠率は100%に近い) ・年1回、平均3～4頭を出産 ・出産期: 4月～6月 ・寿命: 野外で15年程度
13	被害が発生しやすい時期はいつですか。	<p>出産・子育て期の春～初夏ごろ、家屋侵入や農作物被害が多くなります。</p>
14	どのような被害がありますか。	<p>各地で農作物を食い荒らしたり、住居などの建造物へ侵入し、傷をつけたり糞や尿で汚したりする被害が発生しています。</p> <p>生態系へ影響が及ぶおそれも考えられます。</p>

15	被害を予防するにはどうしたら良いですか。	<p>棲みにくい環境を作ることが大事です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地に果実や野菜を放置しない。 ・家庭ごみを放置しない。(生ごみの容器はフタをする) ・ベランダの下、屋根裏、物置へ侵入させないように物理的に遮断する。壁の穴などは塞ぐ。 ・棲み家となる廃屋を解体する。
16	相談はどこにしたらよいですか。	<p>相談窓口(帯広市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報その他 : 環境課 (0155-65-4136) ・農業被害に関すること : 農村振興課 (0155-65-4173) <p>※家屋に浸入した場合は民間の害獣駆除業者にご相談下さい。</p>
17	自分で捕獲することはできますか。	<p>農業や生活等へ被害があれば、許可を受けて捕獲可能です。 ただし、狩猟免許が必要です。 →有害鳥獣捕獲許可: 農村振興課 (0155-65-4173)</p> <p>アライグマは狩猟鳥獣ですので、狩猟は可能です。 (場所、時期、狩猟免許等の条件あり)</p>
18	アライグマを見かけた場合、どうすればよいですか。	<p>追い詰めたり、脅かしたりしなければ、攻撃してくることはほとんどありませんが、例えば、ペットが襲われ、助けようとした飼い主が咬まれたなどの事例もあります。見かけたら、近づかないようにして下さい。</p> <p>かわいらしい外見とは違いどう猛で、エサをやったり、頭をなでようとして近づくと危険ですので、絶対にしないで下さい。</p> <p>生息状況の把握のため情報提供をお願いします。 (連絡先) 帯広市役所 環境課 TEL 0155-65-4136 FAX 0155-23-0159</p>
19	アライグマを保護した場合、どうしたらいいですか。	<p>外国産の動物で野生化し、昔からそこに住んでいた野生動物の生態や農林水産業に被害を与えているものは、保護の対象としておりません。</p> <p>外来生物法において、飼育、保管及び運搬すること等が原則禁止されています。</p>
20	飼うことができますか。	<p>ペットとして飼うことは許可を受けることができません。法により、特定外来生物を飼う時の目的は、学術研究、展示、教育等の場合に限り許可を受けることができます。</p>

21	既に飼育している場合はどうしたらよいですか。	外来生物法を所管する環境省北海道地方環境事務所（TEL：011-299-1950）へ連絡してください。
22	飼育しきれなくなったら、どうしたらよいでしょうか。	<p>特定外来生物に限らず、生きものを飼い始めた場合は、最後まで飼いつける責任を持たなければなりません。絶対に野外に放たないでください。</p> <p>逃がした場合は、生態系等への被害を発生させることになるとともに処罰の対象となりますので、注意してください。</p> <p>外来生物法を所管する環境省北海道地方環境事務所（TEL：011-299-1950）へ連絡してください。</p>
23	飼っていたアライグマが死んだ場合、死体はどうしたらよいですか。	電話帳などでペット霊園等の業者を調べ依頼してください。
24	ペットショップでは販売してもよいのですか。	<p>外来生物法により、輸入、飼養、販売は禁止されています。</p> <p>見かけた場合は、外来生物法を所管する環境省北海道地方環境事務所（TEL：011-299-1950）へ連絡してください。</p>
25	病気などは持っていますか。	<p>アライグマ回虫症をはじめ、狂犬病、レプトスピラ症、アライグマ糞線虫症などの病原体を持っている可能性があります。</p> <p>※アライグマに限らず、野生生物はいろいろな病原体を持っている可能性があります。</p>
26	どのような症状が出ますか。	<p>アライグマ回虫症では、髄膜脳炎や、網膜炎を引き起こす場合があります。</p> <p>現在、日本では野生化したアライグマから人へアライグマ回虫の感染例は確認されていません。</p> <p>※アメリカでは死亡含む重症例が10件以上報告されています。</p>
27	咬まれた場合は、どのようにしたらよいのですか。	感染症にかかるおそれ がありますので、 病院で検査 を受けて下さい。
28	咬まれた事例はありますか。	<p>好んで人を襲うことはないようですが、出会い頭に咬まれる（犬が襲われ、引き離そうとして咬まれる）等の事例があります。</p> <p>見かけたら、近づかないようにして下さい。</p>